なくても、分掌変更、改選

による再任等を契機に、役

# 分掌変更と役員退職給与 法基通9-2-2につい



#### 【豊島】

#### はじめに

23 (以下本通達という) が 合、参考にされる通達とし することがある。その場 会社が役員退職給与を支給 て法人税基本通達9-2-役員の分掌変更に伴い、

達の適用をめぐって争われ ある。最近の裁判例に本通 通達の適用について考えて たものがある。改めてこの

### 本通達の趣旨

的に退職したと同様の事情 があると認めるべきかにつ いての解釈の基準を例示し め、どのような場合に実質 本通達は、次のように定

ある場合には、これを退職 が激変し、実質的に退職し 給与として取り扱うことが げるような事実があったこ 選による再任等に際しその められることによるもので 掌変更等によりその役員と 支給した給与については、 たと同様の事情にあると認 とによるものなど、その分 その支給が、例えば次に掲 役員に対し退職給与として しての地位又は職務の内容 「法人が分掌変更又は改

であっても代表権を有する 者及び代表権は有しないが (1) 常勤役員が非常勤役 場合もある。このような場 職したと同様の事情がある 員としての地位又は職務の

容が激変し、実質的に退

によりその役員としての地

主要な地位を占めていると 実質的にその法人の経営上 認められる者を除く。)に る者及びその法人の株主等 その法人の経営上主要な地 位を占めていると認められ なったこと。 (2) 取締役が監査役(監

50%以上の減少) したこ ける報酬が激減(おおむね てを満たしている者を除 は、「役員を退職した場合で く。)になったこと。 で使用人兼務役員とされな (3) 分掌変更等の後にお .役員に掲げる要件のすべ 本通達の趣旨について

れる金額も法人税法上も退 の判示を踏襲したものと考 えられる。 の意義をめぐって争われた れと同じ趣旨に基づき、 職給与として取り扱うのが 裁判例(昭5・9・9最判 与の退職給与該当性につ る。この打切支給による給 相当である。本件通達もご ては、所得税法の退職所得 質的に退職したのと同様な - 民集3・7・962頁 · 2 · 10京都地判(Z88 たものと解される」(平18 情がある場合の基準を示 -1177)) として

うな事実があったことなど の点については、上記京都 認めるべきという趣旨と解 261)) では、「本件通 地裁判決事案の裁決 (平16 京都地判)としている。こ る(1)から(3)の事実 ·6·25裁決(F0-2-あれば、当然に退職給与と のいずれかに当たる事実が 通達(1)から(3)まで については、「形式的に本件 は、当該例示に該当するよ することはできない」(上記 また本通達が、掲げてい

時に退職金等として支給さ 合には、分掌変更時、再任 等が激減した場合には、そ ぎず、当該例示のいずれか のとしてもよいとしたにす た場合には、実質的に退職 位又は職務の内容が激変し 事情がある場合」には、本 とし、「通達の例示に該当し 報酬激減については、「報酬 る。そして、特に(3)の ても、そもそも実質的に退 通達の適用がないとして 職したと同様な事情にある を判定する趣旨ではない 同様の事情にあるかどうか に形式的に該当するか否か とは認められないその他の したと同様な事情にあるも により実質的に退職したと

合を例に挙げて、役員の報 どから報酬が半減された場 ることはできないとしてい が多いことから例示されて の職務内容が激変する場合 酬が半減されたことをもっ いるのであり」、業績不振な たと同様の事情にあるとす

### Ī 各例示につい

る(1)から(3)につい 次に本通達が例示してい

1、非常勤役員になったこ

勤務を事実上免除され実質 変更である。裁判例等で 想定しているとしている のが社会通念であることを は、非常勤役員になった場 実認定される。裁決例で されて常勤か非常勤かが事 締役から平取締役への分党 題となるケースは、代表取 る。この例示について、問 的に退職したと同様な事情 職務の内容が激変し、実質 合は、「通常、役員としての は、次のような事実が着日 の例示として掲げられてい 的に」退職したと認識する になったこと」は、地位、 (平2・2・15裁決 (F0

かどうか。(後任が代表取締 が、その職務を行っている 業務がどのように激変した (1) 分掌変更後の実際の

役としての業務を行って ないとされた事例・平17 (2)後任の代表取締役

たこと

合もかっと書きに該当する は適当でないことから除外 うことだけで判断すること ことなどから実質的に退職 任が慣行的に行われている きの名誉職として監査役就 経営の第一線から退いたと ら除外されている。また、 看は、<br />
監査役になったとい こ同様な事情にあるものの

3、報酬の激減

報酬の激減については、

判例等を見る

て関与税理士 は、本通達の

2、取締役が監査役になっ

例示とされている。この場 の職務執行は職務の対象が 監査役は、通常、経営上

2・4東京高判 (Z888

ことは適当でないことによ されているのは、このよう と認められる者を除く」と 者であっても代表権を有す 情があるかどうか判断する 質的に退職したと同様な事 かという勤務形態だけで実 な者は、単に常勤か非常勤 が実質的にその法人の経営 る者及び代表権は有しなど 主要な地位を占めている (3)「常時勤務していない

素として「同 ると、実質的 二つには、

おわり こと」や「同

を鳴らしたものともとらえ 達の適用に な理解に基づく適用に警鐘 た。通達の表面的、形式的 決などを参考にして、本通 平 18 • 2 •10京都地裁判 :: ついて検討し

既述のとおり、役員の報酬 が激減され もって一律に職務内容が激 であり、逆に報酬の激減を 提のもとで想定された基準 執行の対価であるという前 とである。役 ることはできないというこ たと同様の事 て、一律に実質的に退職し たことをもっ ら員報酬が職務 情にあるとす している(上記京都地判)。 認めることはできない」と 変したことにはならないと が、「重要な業務を担当して も、分掌変更後もその役員 いうことである。裁判例等 なったことをもって、退職 酬が形式的には半額以下に いることを考慮すると、報

したと同様な事情があると

## 本通達適用について

報酬の激減の例示を形式的 律に本通達の取扱いの適用 ある。特に分掌変更に伴う 事情がある場合の基準を示 質的に退職したのと同様な 本通達の掲げる事実は、実 していることが窺える点で があると考える。ひとつは、裁 情にあるかどうかの判断要 ことを留意すべきである。 があるというものではない 式的に満たしているから一 した例示である。例示を形 い。すでに検討したように、 に利用しているケースが多 一つの点から留意すべき点 本通達の適用については、 ると多くの例 族会社で持株 『に退職した事 が処理を指示 族会社である 裁判例等をみ 例示を意識し と」などが根拠にされてい 割合が過半を超えていると の点で留意すべき点はある るが、単純に動機をもって 認理由として挙げられてい ない。課税する側もこれら 否認根拠とすることはでき 考える。また、問題とされ げる事実が例示であるとい るものがある。 しかし、 こ を動機としていることが否 の臨時的利益が生じたこと た事案の多くが、保険金等 場合がないとはいえないと ていたとしても実質的に退 で相当割合の株式を保有し うことは、例え、同族会社 なりかねない。本通達の掲 あり得ないという極論にも 掌変更に伴う役員退職金は れらが単純に根拠とされる 職したと同様な事情がある と、同族会社では通常、分

ことも許されないと考え 要以上に厳しい要件を付す ることができるが、同時 に、「実質的」の名の下に必